

処、村役并親類段々御侘申上候ニ付、今日御免被 仰付候、然
所舟持等御差留ニも可被 仰付処、濃業透内織^(マツ)ニ付、格別之思
召を以其儘被差置候ニ付ては、此以後出水之砌は、人為乗勿論
乗舟等致間敷候、且又、為百姓之身分落馬売買等之取扱、甚以
不埒次第ニ付、向後堅相慎可申事
右之通御咎メ御免被 仰付、難有仕合奉存候、以後急度相慎可
申候、依て御請親類連印奉差上候、以上

安政四丁巳年八月二日

親類 彦 七〇印
清 助〇印
組頭 角左衛門〇印
庄屋 利兵衛〇印
御地頭所
御役所

申渡之覚

長瀬金右衛門

其方儀、先達心得違之義ニ付御咎被 仰付候処、村役・親類共
より御侘申上候之共、慎方不宜ニ付、改御咎被 仰附候処、悔
先非恐入、猶又親類・村役ヲ以段々御侘申上候ニ付、今般御咎
手錠御免被 仰付、難有御請可申上候、且其方其為身分慎方不
宜風分達御聞、改御咎被 仰付候次第、甚以下埒之至、以後急度
万事相心得可申候、依て御呵被置候間、右之趣相心得可申候事

安政四丁巳年八月六日
右之通御咎御免被 仰付、難有仕合奉存候、右御請親類連印奉
差上候、以上

申渡之覚

親類 長瀬金右衛門印
長瀬弥作印
金子文四郎弟
善 六

其方兄文四郎義、先般不筋之儀取計候ニ付、隠居被 仰付候処、
今般改其方之家名相統被 仰付、御家来分足輕役相勤候様、格
別之御思召ヲ以被 仰付候間、難有御請可申上候事

安政四丁巳年八月六日

右之通り被 仰付、冥加至極難有御請奉申上候、依て親類連印
奉差上候、以上

金子善六
鈴木信右衛門

巳八月秤御改

式拾五貫め秤老挺

代式拾匁式分五厘卜百四拾八文

外ニ四百四拾三文

笠松懸り

此惣ノ銀式拾六匁九分八厘

右之通り御座候、以上

九月五日

御役所

庄屋 利兵衛

右秤之儀、古竿之儀は遺し不申候、残し置候玉計、今度新竿出
来ニ仕候

申渡覚

利兵衛

一 其方義今般思召有之候ニ付、庄屋退役被 仰付候間、右之趣
相心得可申候

巳十二月

申渡覚

御上御勝手向御取統甚六ヶ敷候ニ付、於村方も追々格別出精調
達も致し候之共、御知行所之御俵約之際も不相分候ニ付、尚又
御改格被 仰付、其方村方惣代として、今般勝手方取締役^並御
台所目付被 仰付候間、御為筋可相成儀心付候ハ、無遠慮可
申上候、身分之義ハ苗字帯刀御免、御家来並被 仰付、御給金
として金子三両也被下之候

十二月

(表紙)
安政五戊午年記録
御用部屋

- 一 宇兵衛普請仕去^(注)願之事
- 一 門四郎家普請仕去願之事
- 一 尾州大山鎌倉屋庄右衛門御知行所ニて瓦焼願之事
- 一 同瓦焼御陣屋之御届之事
- 一 長瀬竹右衛門家普請願之事
- 一 三井奥方様御安産之事
- 一 宮川八兵衛家普請願之事
- 一 御陣屋より大塚茂一郎殿御勝手掛り被仰付候為知之事
- 一 あれ所其外明地等夫々世話向いたし、国方出来品江戸表へ相廻
し候様御沙汰書之事
- 一 人相書之事
- 一 人別書五月朔日迄差出し候様御陣屋より申来ル事
- 一 天神宮造営いたし候ニ付、先々中札改置候事
- 一 坪内家坪内流^(砲)術藤村氏御談之事
- 一 人別御差出し之事
- 一 下切・前渡向村木曾川通り巳年国役御普請之儀御掛合之事
- 一 同江戸御用人河田源内御普請一件被仰遣候事
- 一 お峰様御不嫁御届之事

- 一 巳年国役御普請雜用并五月晦日迄差出し候様申来ル事
- 此廿五兩銀三匁八分二厘
- 一 六月四日京都大火東御門跡御類焼御見舞狀之事
- 一加納様当年御在所御暇年之処御無人御差留之御為知之事
- 并御返書之事
- 一 巳年国役御普請之儀江戸伺之処、御返書到来ニ付、七月六日御陣屋より為持来ル事、附たり右ニ付御陣屋ニて八日三所御役人え於御陣屋相談之儀申来ル事
- 一 中仙道五分割増御触之事
- 一 永輔妻縁御届狀之事
- 一 公方様御停止御免御触狀
- 一 於茂世様御出生并御七夜
- 一 例年之通り宗帳御届之事
- 一 暴瀉と申病流行ニ付 公方様御棄法御触之事
- 一 公方様御法事於少林寺御忌御執行之事
- 一 順吉様御出生御届之事并御宮参り之事
- 一 悪病流行於御屋敷大盤若経御執行之事
- 一 御林之内ニて瓦作御免書附之事
- 一 巳年国役木曾川御普請諸帳面之儀江戸表伺之儀今以申越有之ニ付御陣屋文通之事
- 一 十二月十九日巳年国役御普請之儀ニ付御陣屋へ罷出候様申来ル事

乍恐書付ヲ以奉願候
 一 庇普請仕組方 長八間半 願主 宇兵衛印
 右之通普請仕度奉存候間、仕法書ヲ以奉願上候間、御開濟被成下置御下知被成下候ハ、難有仕合奉存候 以上

- 安政五_午正月
- 御地頭所
 御役人中様
 前頭御願奉申上候ニ付、取次奥印仕奉差上候、以上
- 市右衛門印
- 孫 六印
 小兵衛 十兵衛印
 勘 六印
 八兵衛印

乍恐書付ヲ以奉願上候
 一家普請仕組方長七間半・張式間・前通り庇
 右之通り家普請仕度、尤作物取入風囲勝手ニ付、前書之通り仕法書ヲ以奉願上候、何卒此段御開濟被成下置、御下知之程偏ニ奉願上候、以上

安政五_戊午年二月

- 願人
 紋四郎印
 吉兵衛印
 孫 六印
 小兵衛印
 十兵衛印
 勘 六印
 八兵衛印

御地頭所
 御役人中様
 前頭之趣奉願候ニ付、取次奥印仕差上奉候、以上

尾州犬山中本町鎌倉屋庄右衛門ト申者、当御知行所ニて瓦作仕旨願立左ニ
 乍恐奉願上候御事

私義渡世筋之付、其 御知所内ニて瓦土掘出し製作仕度、此段奉願上候、勿論瓦製作試之上ニは、為御冥加瓦五百枚ツ、年々上納仕度候間、何分各様方御含御取成ヲ以、御開濟相成候様奉願上候、且前頭之通り相叶候ハ、難有仕合ニ奉存候、然ル上は

燒釜小屋等取繕申度奉存候、何卒早速御仁惠之程奉希候、以上
 午正月
 尾州犬山中本町
 願主鎌倉屋
 庄右衛門印

坪内嘉兵衛様
 御役人中様
 前条之趣奉願上候庄右衛門義は、代々自分ニて支配所役場向不寄何事諸事一判之者ニ御座候間、町代印形差加不申候、依て私共近親之者ニて慥成者ニ御座候間、向後不都合筋出来候共、其 御役場之少も御苦勞懸仕間敷候、為其親類奥印奉差上候、以上

- 尾州水野御支配所
 春日井郡林村
 斎一 郎印
 金右衛門印

右之次第ニて、先々御開濟相成候間、新加納御陣屋之御届左ニ二月五日尾州犬山中本町願主鎌倉屋庄右衛門、先達て瓦仕御開濟相成候ニ付、則場所見分出役山本謙三・永井広衛・山本栄輔、然処御固面方東西拾五間・南北式拾間御貸渡しニ相成
 一 五月晦日猶又庄右衛門願出候、今度先達願濟ニ相成居候地所西方ならびニ、四間御貸地之願御開濟相成候、立木北南式拾間之分同人之御私ニ相成、右代金之儀少之分候間、追て上納答

伝来居候哉尋も有之、猶又藤村四郎兵衛方之及懸合候處、得と
取調之上、由緒有之候ニ付、星山流修行罷在候ては弟子中へ対
し難取計候儀も有之候間、程能く御絶門申解候上は、家伝之炮
業相伝へ候と申聞候故、是迄以御蔭致修行、甚以残念無余儀
柄ニて、御伝授之御書物返脚仕、誓紙差入候間、御絶門被下候
様仕度、尤对御流儀聊疎意有之筋合等ニては更々無御座候事

四月廿二日

坪内全太郎

一 五月朔日御陣屋へ差出し人別取調、当方四月廿五日迄ニ御知行
之分書付差出し申附候事

人別御改之覚

一 人数七百七拾七人

濃州各務郡

内男三百八拾八人

前渡村

女三百八拾九人

外僧式人

神宗

桃春院

尼三人

同宗

妙智庵

尼式人

日蓮宗

久昌寺

坊主老女三人

浄土真宗

常貞寺

都合人数七百八拾八人

右は私知行所百姓并寺惣人数相改、当午ノ年当歳以上之男女相
改申候處相違無御座候、仍て如件

安政五年五月

坪内嘉兵衛

坪 伊豆守殿

(花押)

右之一件ニ付江戸表之御申立、左ニ
以剪紙致啓上候、然は去巳年木曾川通前渡・下切両村国役御普
請、惣代共請負仕立諸帳面取調方ニ付、旧冬より御陣屋詰之三
人家来共より及示談候上、当春金三郎出府之砌、貴様之御談申
置候、御陣屋之諸帳面早速取調相成候様 伊豆守様へ御伺之上
御沙汰御座候様致度段、御頼申置、帰邑後再迄三人家来より御
陣屋表之及示談候處、一向返答も無御座、其儘打捨有之、如何
之取計ニ御座候哉、甚不安堵之事ニ御座候、右御伺被下、御陣
屋表之御沙汰御座候義哉否哉、御報致承知度存候、追々日数も
相立候之共、何等之御返答も無御座候ニ付、去月十二日尚又家
来共より以文通為及問合候處、当月三日返答申越候ニは、追々
御談申置候通、惣代共之申聞置候處、少々行違之儀有之候間、
此後ハ江戸表之相伺御沙汰之上、返答申越候趣答越候、右ハ何
様之書取ヲ以相伺候哉、於拙者共相弁不申候之共、惣代共仕立
方不宜趣種々風聞有之候間、帳面熟覽致度存候、尤於御陣屋篤
と御糺之上御取締相成候様致度、委細ハ当春金三郎出府之砌相
願候次第ニ御座候間、此上御取締方被仰付被下候ハ、以来之
締方ニも相成、上下安堵之義ニ存候、何分前書之通御聞込ニ相
成候様、御執成之程宜御頼申候、右御頼為可得御意如此御座
候、以上

五月

御三所様

御名前

河田源内様

猶以、本文之趣宜御承知可被下候、御承知之通木曾川水行も尾
張方之水尾附ニ相成、当時ハ枝川同様ニて、纒ニ三合目計之出
水ニて、二月中又々前渡・下切堤破損ニ相成、見分之上修覆普
請取掛り候由致承知候、皆出来間も無之御普請、纒之出水ニて
及破損候次第、全風聞之通、請負人共仕立方手弱之取計故之事
と存候、是等之処御推考可被下候、猶又二月七日御陣屋表御示
談之趣別紙ヲ以御意候間、左様御承知可被下候、以上

一 御三方様より河田源内ニ被遺候案文左ニ

一 筆 然は去巳年木曾川通前渡・下切両村国役御普請、惣
代共請負仕立帳面取調方之義ニ付、御陣屋詰へ三人家来共より
追々及面談置候之趣、如何之訳哉不相弁候之共、行違之儀有之
此後ハ江戸表伺之上返答可有之趣、当月三日御陣屋詰より打合
申来候ニ付、当月十日附ヲ以得御意置候次第之趣、尚又三人家
来共御陣屋へ当十二日罷出候様と申参候ニ付、則家来共差出候
處、大塚茂一郎より面談之趣、是亦別紙ニ書取相廻し申候間、御
承知可被下候、右は請負仕立弁金御仕様金高ニ忝割三分と相定
候上ハ、帳面可及見ニも有間敷旨惣代共申立候由ニ候之共、一
覽いたし度、素トは今般之御普請仕立方種々不正之廉有之 公
辺御仕様ニ相振レ、諸色等寸尺切レ、或は古木ヲ用ひ、又は水
中根堅メ杯手ヲ抜き、御役人方之音物等ヲ取計、普請手弱ハ不

相構、惣代共私慾ヲ構、仕立いたし候次第ニ相聞え、甚以心得
違之事ニ御座候、夫故御普請中去七月三日ニ、普請仕立方手弱
之旨ヲ以、御知行所一同不相治、彼是 御陣屋表へ歎訴申出候
儀も御座候、其節之模様是又別紙ニ取調、相廻し候間御承知可
被下候、此外種々不正之廉々有之候之共、此上 御沙汰之御模
様ニ寄り尚可申上候、全体拙者共より不申立共、於御陣屋詰メ
夫々取締り方等取計も可有之次第御座候、年々御普請ニ付入用
ニ大割入用等不少、銘々高当出金多分、拙者共御武役手当等
疏相抱り候程之場ニ推移り、太切之多金ヲ乍差出、前書之振り
ニ惣代共私慾ニ被押候仕向、難渋至極ニ御座候、夫是御勸考被
下度、此上嚴重御取締方ニ被 仰付被下候ハ、呉々も上下一
同安心之儀ニ御座候、尚尋之儀も御座候ハ、可申上候、右為可
得御意如此御座候、以上

五月十日

御三名

河田源内様

尚々、拙者共より申立候儀、若々御不審も御座候ハ、篤と御
開糺ニ相成候様いたし度存候、夫是御含御取成可被下候、以上
午五月十二日大塚茂一郎より家来共之談之趣
此頃文通ヲ以得御意候御普請一条ハ、是迄追々面談申置候趣
之処、帳面披見之義惣代申立候趣ハ、私共請負仕立、御仕様金
高忝割三分増ヲ以仕立可申取究メ、損失相立候之共、銘々家屋
敷・所持之田畑等迄も足シ入候半てハ不相成誤、左候之は私共
心儘ニ仕立取計申候義、依て諸帳面可入御覽筋無之、堅御断申

上候と申立候由、右申立一理無之ニもあらず候故、勘考可致と之処、尚又得為見不申候との書付差出候様被申付候之処、其後惣代共より、右入御一見候訳無之帳面之義故、不入御覽との書付可差上訳無之旨ヲ以、断申出候由、左候てハ御面談申置候廉も有之ニ付、難相済旨ヲ以、尚又惣代一同呼出し之処、一同矢張同様、帳面ハ勿論、難入御一見御断との書付も難差出趣、縦令御答被仰付候共難差出と居り候て申立候間、此上ハ江戸表へ伺差立、任御下知候て取計可申とのよし也、最初御仕様之表ニて足しニも可相成惣代共心配之処、其後之御仕様御積り込ニて可成り勘定も可相立旨、尤式分札ト申義も相断、又御普請手戻り之義も可成り勘定も相立候間、助方も相断申候、尤役人方之遣候金子も、請負之義故惣代共心儘ニ取計取計候て可然義、仕立方も惣代心儘ニ取計可申義相当之由、小前之もの取扱候様ニも村役人共故不参、尤無心得中立も不致との申聞、譬は諸色壹寸之ものヲ七八分ニて取計候共、請負心儘之趣相心得罷在候由申談ニ付、家来共より申談候は、一割三分ニて為相任候共、諸色木細・普請手弱之義ハ、為相任不申旨申談候処、茂一郎答ニハ、是ハ惣代共右ニ相心得可有之と惣代之心得ヲ咄申候由也、御普請手戻り之義助遣候之義、如何取扱ニ可相成哉及尋候処、是ハ惣代共より助ケ相断候由、依て家来共申談ニは、右ハ去冬十一月中御陣屋ニて御談ニは、手戻之義追々惣代共より願出候間、何程ト治定無之候え共、いつれ相当高割出金可相懸候間、兼て

実意ヲ以丈夫仕立候ハ、兼て約定之卷割三分増金差出可申、乍併又相頼候と心得、惣代凶乗り不申様、被 仰渡被下置度申出候ニ付、御普請惣代之内小島七右衛門被呼出、古田真兵衛より段々利解有之候処、七右衛門承知之旨、外仲間之ものへ申聞、早速否申上候速下り候、翌四日早朝御普請惣代共之内、小島七右衛門・小佐野村弥兵衛・大佐野村岡右衛門罷出候ニ付、古田真兵衛・今尾信三郎より、是迄之通り御普請仕立申談ニ相成候処、右三人共相請候、松本村弥吉・前渡村市右衛門不罷出候ニ付、同人之も申聞、尚御請ニは今晩迄ニ罷出候様相請下り候、依て此上仕立方入念可申様、岡右衛門儀近親等御普請ニ掛り合不為致候様、是より惣代横目差添として小島源左衛門・下切村庄屋長兵衛・前渡村庄屋利兵衛、右差添人之事故、何成り共助相頼候て不苦、御下金請取ニ調印ハ差添人之事故不相成旨、申渡ニ成ル、右小島市兵衛より談候趣也、扱右ニて相治り候之共、素々惣代共是迄御普請仕立方不正之仕向有之候間、惣代共より託書ヲ取り、此上之義丈夫向肝要ニ仕立可仕候、是迄之儀御見逃し被下候様との書付取之、締り致候方可然、無左ては惣代共是迄不有之処、後々不正ハ無之ニ一同不法申掛ケ候筋ニ相成可申、左候てハ締リニ不相成と、御陣屋ニて集會一同尤と同心ニ相成り、御普請惣代共一同呼出し書付取締メ置可申と、小島市兵衛答之由、右之次第ニて先々相鎮り申候て、夫々役人方家来共引取申候事

心居候様御談ニ相成居候、然ル処勘定合も相立候間断との義、去冬ハ難決申立御助方願立、只今ニ至、勘定相立損失も不相成候間断ト申義、不得其意ト申談候所、茂一郎明ラカ之答も無之候也、尤御陣屋御模様ニて江戸御伺ニ相成候儀ハ承知罷在候、三所より申立候訳ニ無之、伊豆守様御思召ニて被 仰出候儀ハ、尤相省キ申訳無之、御締り相付候之儀ならハ土貢申立候義無之段申答候

已七月三日御陣屋ニて評儀左ニ
小島市兵衛より被談候趣ハ、前渡・下切両村堤普請手弱之仕立方ニ付、御知行所一同村々より今般及歎訴候訳、御普請手弱之仕立ニ付附金壹割三分之儀出金難致旨、申出候ニ付、及利解候処、右訳ハ、御普請惣代岡右衛門、倅并駕等ニ石ヲ為買又ハ夫々ニ遣イ、且又諸色木細ヲ用ひ、水中杵之立ツ之尻リヲ切り石ヲ積ミ居、又ハ矢来木御定り木数より相減分、或ハ石ニて可仕立所石砂ニいたし、石砂ニて可致之処ヲ砂ニいたし、其外不正之儀有之旨申立、依て此上惣代之外ニ横目役、小島源左衛門・下切村庄屋長兵衛・前渡村庄屋利兵衛、右三人差添申付候間、是迄之儀ハ致勤弁候様、尤此上惣代共之急度申聞、仕立方入念候様可申付旨、及利解候処納得いたし、右之趣願書為差出ニ相成候、然ル処惣代共請負仕立之義相断度旨申立候間、不相治候ニ付、評儀有之、御知行所村々惣代共も呼出ニ相成、段々利解有之候処、村々惣代ともより願出候ハ、御普請惣代共此上精々御普請丈夫ニ仕立候様、不正之取計無之様、尤差添人横目被 仰付、

五月晦日新加納御陣屋へ、去ル巳年国役御普請雑用弁差出し

覚

一金式拾五両銀三匁八分三厘

右は去ル巳年国役御普請雑用弁御差出し被成、書面之通儘ニ受取申候、以上

安政五年五月晦日

小島市兵衛印
大塚茂一郎印

山本謙三殿

新加納御陣屋申来

以手紙致啓上候、大暑之節御座候え共、弥御安泰被成御座、珍重奉存候、然ハ前渡村堤通り頃日中之雨天旁出水ニて、先達て之見分とは大イニ相違相成候趣、届出申候ニ付、明廿一日見分ニ出役いたし申候間、御苦勞ニは御座候之共御立合御座候様致度、尤弁当持参ニて出張申候ニ付、此段御承知まで得御意度如此御座候、以上

六月廿日

小島市兵衛
大塚茂一郎

山本謙三様

一 嘉永六丑年 公方様 薨御被為遊候節 御家本より之御達し
向先例ニ事替り、新加納御陣屋詰より御達しニ付、安永七亥年、
寛延四未年両度之分取調、先例之通り御直書ニて、御銘々様御慎

方被仰越候様被遊度 御家本御家老彦坂善左衛門殿へ嘉永六丑年御三銘にて、右旧記取調封入被遣候処、夫成りニ相成居候処、又候今度も御陣屋詰より御達しニ付、嘉永六丑年之通りニ認メ御差出しニ相成り候

一 十月二日夜本郷方鉄藏出火候ニ付、書附差出し申上候、左ニ
乍恐御届奉申上候

一 今般御知行所鉄藏義、手過ニて出火仕候段奉恐入候、右ニ付何方えも故障筋少シも無御座候、尤御停止中重々奉恐入候、猶此後情々相慎可申候間、右之段 御用捨奉願上候、乍恐右御届ケ奉申上候、以上

安政五年十月日

- 出火主 鉄藏
 - 親類 吉兵衛
 - 組頭 覚左衛門
 - 同断 竹右衛門
 - 庄屋 利兵衛
 - 庄屋 市右衛門
- 御地頭所 御役所

以剪紙申達候、然は御出生様御儀順吉様ト奉申上候間、此段承

殿様御事、今十九日四ツ時御用召ニ付御登城被遊候処、西隣人見縫殿助様御屋敷并飯塚伊右衛門殿屋敷為御添地被下候間、臨坂中務大輔様被 仰渡候
右之通り御用書ニ御座候、書ぬき差上申候、夫より三井・平島様御廻

一 十一月朔日、殿様右御祝儀御陣屋之御出、御供八兵衛・御道具・御箱・御草履

一 謙三右御祝儀、御両家様御役人申合、少林寺ニて出會、御陣屋罷出候処、市兵衛殿面談いたし、御本役被為蒙 仰候節、高役半当出金被致候之処、今度御半役高役と相成候節、四半当御座候哉申候処、火事番見廻り之節は四半当ニ相対り不申候之共、六番御出金之趣ニ候間、其砌前渡・平島御出府中ニ付、三井様之御出金九両納被相成居候間、其節六兩ハ上納、残り三兩利足かへ御返金ニ相成候留御座候、右ニて六兩御出金御座候様いたし度旨申候、夫共 三井表ニて取調之上上納仕候、上納か限定例十一月十日御小普請金上納之節一所ニ御上納可仕候申談置
炮術自明流御入門被遊候ニ付、尾州様御用人衆之御達し、左ニ

御達書

私家之儀ハ、往古より藤村庄太郎同姓ニて由緒御座候ニ付、右庄太郎家流炮術ト同流ニ罷在候、付てハ矢田河原出張之節罷出申度、為念御達し申上置候、以上

知可致候、且明十五日御七夜ニ付、御内祝重之内為持遣し可申候間、頂戴可有之

猶以、村方差合名前等有之儀ニ候ハ、改名可致、此段早行相触可申もの也

十月廿八日庄屋利兵衛御陣屋へ罷出、御状請取、塚殿より武封、御陣屋御役人方三所連名忝封請取、御普請所ニて謙三夕方落手、引取相達

以剪紙啓上候、然は 伊豆守様御儀、去ル八月二日御登城被成候処、御用御取次被為蒙 仰候段、江府表より申来候間、此段為御知行宣敷御達可被成候、且御支配下村々えも当方一同相触可申候、右得御意如此御座候、以上

- 十月廿八日 小島市兵衛
- 大塚茂一郎
- 山本謙三様
- 岩塚誅輔様
- 加藤連三郎様

尚々、本文ニ付御高役金、去ル天保度火事場見廻り御修善之通御取立中々御差出可被成候、以上小島市兵衛より御達落ニ相成候ニ付、御祝儀ニ罷出候節、御用書写書付を以相達候、左ニ

- 十月廿七日 坪内嘉兵衛
- 御用番 杉原半切也
- 御用人中様 御達書 坪内嘉兵衛

十一月十八日先達て薨御被為成候 上様御百ヶ日ニ付、少林寺ニおゐて 御三所様より御法事御執行被成候、右御法事ハ先々之上様ト今度ト 御三方様之御廻向也、御法事料ハ御一ヶ所ニて金三百ツ、御備 殿様方 御三所様共御供方御同様四ツ供ニて御参詣、御先番 御三所様より御役人忝人ツ、若様も御参詣、御供方御侍忝人・御道具箱・御草履取 御当方ト 三井様ハ御馬也、平島様御駕籠也
十一月廿一日、当節悪病流行ニ付、為御祈禱大盤若経明廿二日御執行ニ付、少林寺之御頼、右御経少林寺之取ニ遣ス、人足七人山東より遣ス、依之村方御触左ニ
以廻状申触候、然は当時悪病流行ニ付、明廿二日於 御屋敷大盤経御執行有之候間、志之者共参詣いたし候様、一統不洩候様相触可申者也

- 十一月廿一日 御役所
- 三組 庄屋
- 組頭 御家来分右ニ准し申達し

同廿二日、大般若經御執行、御僧人数
少林寺和尚様始御納所・御小僧式人・瑞眼寺和尚・東江寺・法
広寺・大野自徳寺・三井薬師、少林寺附九人、当方にて桃春
院・下切法林寺・妙智庵式人、惣十三人

献立 御酒
祝蓋 井 大平
井

御膳分 汁 引て平 台引

生酢 猪口

坪 飯

殿様・若様御しよばん、御座敷十五人

一 少林寺和尚様始九人僧え、文化度・天保酉年之通り御布施金貳
百疋、外ニ御札御礼として銀壹朱遣ス

一 御備餅三升、小丸貳拾壹取後、のし餅□切、村方より志参詣之
者、札一枚・餅一切添被下候、其外御家来・御出入之者え被下
候

一 御両家様え大御札・御備丸餅・御菓子添被進候

一 当方桃春院・妙智庵・下切法林寺之御布施貳百銅ツ、

一 大般若經御執行之節参詣之者共、御家来・村役始、御次間にて
拝礼被仰付候

十一月廿八日、瓦作御開濟ニ付

申渡覚

一 今般屋敷為修覆、知行所おみて瓦製作申付候事

安政五戊午年十一月 前渡役場印

瓦部 庄右衛門之

相下申書付之事

一 先般当御知行所にて、瓦土堀出し製作試相願候ニ付、差含置候
処、弥瓦製作出来仕候旨相願候ニ付、依て別紙之通り御開濟相
成候事、然ル上ハ兼て其方共より申上候通り、為御冥加上瓦七
百枚ツ、年々十一月廿日上納可申事

一 瓦作土之儀ハ相願候節、模寄之方にて見分上申付候事

一 瓦製作小屋場所、東西十五間・南北廿間、御林之内にて貸渡し
申候事

一 火之元別して念入用心之事

一 諸勝負之事

一 □□之作法相守可申事
右之条々堅相守可申者也

安政五戊午年十一月

前渡 役場印

瓦部 庄右衛門之

御請書

一 先般私より 御知行所おみて瓦製作之儀奉願置候処、御開濟

御書付御下ヶ被下置、難有仕合奉存候、就てハ御冥加御上納方・
御当方御作法之御箇条書御下ヶ相成、儘ニ奉請取候、尤御書下
ヶ御箇条之内聊相背申間敷候、依て引受人共連印奉差上候、如
件

安政五戊午年十一月

瓦部

庄右衛門

引請人

安中弁治

御地頭所御役場

御役人中様

慶応四戊辰年記録

九月明治と改

御用所留

○ 永井好之氏藏

当年大吉家運記録

一 正月三日伏見戦争一件、同十五日綾小路当国岩手下向一条

一 右ニ付殿様名古屋へ御出歎願書同証書等御差出シ留

一 二月九日殿様大垣へ御出 岩倉様へ御目見へ一件

一 今般関東御征伐總督府岩倉殿御願本備御警衛被 仰付候一件

一 同十八日大垣御本陣之向御出陣一件

一 鶴沼宿定助郷前渡村難波之由、尾州荒川弥五右衛門殿之願書一
件

一 前河原松木伐取候ニ付、草井村より彼是申候ニ付、右御同人之
願一件

一 是迄諸御触新加納陣屋より廻し居候処、今般より別触ニ相成候
一件

一 弥作家普請願一件

一 永井肥前守様御役御免御願御入城之事

一 伊豆守様御役御免御隠居之事并飛驒守様御家督入陣之事

一 桃春院十九世正山和尚入院ニ付、薬師如来三日之間開扉之事

一 同大磐若経出来紐解之事

- 一 綾小路様へ差出し候金子新加納にて取かへニ相成候ニ付、出金之事
- 一 昨年冬石炭差送りニ相成候代金渡し方ニ付、山方三人より小牧御陣屋へ願出候ニ付、添書来写、同三人より当方へ願書写
- 一 大政官より御触書写
- 一 竹腰竜若様伊予守様と宣下之来状写
- 一 大政官より被 仰出候触之写
- 一 四五月両月大雨ニ付、常貞寺前普請一条
- 一 同断北島前切入ニ付尾州大平館之願、又笠松裁判所之願一条
- 一 五月十四日夜尾州入鹿大池堤切入ニ付、人歩千余人死大川領地多分荒候ニ付、犬山へ見舞之事、同返事
- 一 当方様 朝臣被為蒙 仰候ニ付、犬山より悦状来事
- 一 御家元 本源院様百五十回忌御法事ニ付、陣屋ハ是迄之振合ニいたし候ニ付、度々懸合文通之事、当日御法事御使者止メ之事
- 一 竹腰伊予守先達て叙爵被蒙 仰候ニ付、悦状遣し置、返事来
- 一 加納四丁め火災ニ付、御家老へ見舞之事

一 正月三日朝、於伏見官軍薩州・土州・長州其勢八千人、関東勢会津・桑名ヲ始徳川源本勢六万人と戦、関東勢敗軍四百五十人死ス、京方ニも三四十人打死、関東勢ハ大坂城へ引取、同九日出坂、舟五艘にて江戸へ着之由、二条城・大坂城・淀城・桑名城共、尾州様御預り

申候、右ニては御朱印面ニ奉 対恐入、残念至極奉存候、右ニ付先年於江戸表 御当家様之歎願仕、蒙 御厚恩難在奉存候、然ル処当今之御時世ニ相成、以来之宿意も御座候間、家元伊豆守ヲ相離、勤 王運奉之私共ニ候へは、御当家様之御指揮奉蒙度、左候へは従来之爵憤ヲ散、安穩家名相統仕度、此段乍恐宜敷奉願候

一家元坪内伊豆守陣屋之儀は官軍之随参仕居候之共、是迄之本末差違之廉ニ付、以後如何様成義私共之実之難題申懸ケ候も難計、甚心配仕候、万一右様之節は、何方迄も罷出候ても申開キ可仕心組ニ御座候、其節双方御礼明等も可奉願心底ニ御座候、勿論 御当家様之証書差上候、日限より已後は毛頭意心仕間敷、此段奉申上置候

正月

坪内嘉兵衛

- 一 尾州様之御差出しニ相成候証書写、中奉書紙二ツ切
- 一 岩倉殿并 御家より御達相成候 朝命之趣因遵奉仕、勤 王之志興起仕候上は、縦令徳川庫人之指揮有之候共 御家之伺之上ならてハ其指揮心し申間敷事
- 一 浮萍之徒動乱ニ乗し、神槍家之命或は 御家之藩士と偽り、僞奪ニ渡り候所置有之候上、乱妨之次第ニ及候ハ、近傍勤 王之諸侯ニ援兵を請、鎮静方取計可申候事
- 一 近隣ニ有之候土着詰合之有用之領知は、互ニ申合動 王可仕候事

一 同月十六日、綾小路殿人数六七十人にて岩手竹中丹後守屋敷へ入込、家中不残逃、國中騒動にて陣屋ノより金子にて頼、御知行所之儀ハ新かの陣屋小島市兵へ、今尾榮之助兩人参り、漸々金五百両にて済し候、此割合当方へ四拾八両掛り候、是ハ綾小路殿先勢かの宿へ参り候時之事

一 同月廿日長瀬健助赤坂宿迄開合ニ参り、先方之様子大方開合セ、其日帰り、其夜直様岩手本陣へ参り度由申上候へ共、先々見合可申様被 仰付候ニ付、無是非見合居候処、右陣屋より五百両之金高にて相頼候間残念之事ニ候

一 同月廿四日殿様名古屋へ御出、御供長瀬健助・中間幾右衛門、平島より岩塚録助参ル、右ハ今般之一条御心配ニ付、尾州家へ歎願之筋ニ候

一 同月廿五日六日、尾州家参与田中国之助殿・成瀬隼人正殿用人本田彦三郎へ御差出しニ相成候歎願書ノ写、中奉書二ツ切認、是ハ三枚計ノ末ニ〇印之処ニ有之候、略し相成候間此段御覽可被下候

此分大平館へ差出し候書面写、此以後直ニ証書御差出しニ相成今般 王政御一新之折柄、家元伊豆守義ハ江戸表ニ罷在、私共儀は在任之儀故、先般歎願書ヲ以申上候処、急速証書差上、其段 朝廷之被 仰上候条ニと之御事候旨御達被下、恐入奉畏候去ル弘化年中、家元伊豆守と私共本末差違ニ相成、右一件は伊豆守并ニ私共元祖兄弟四人、一紙連名之御朱印從、台徳院様頂戴仕罷在候処、私共義ヲ伊豆守内分ケと相唱、家格追々引下ケ

右之条々誓て遵奉可仕候間、為後日証書如件

慶応四年二月

坪内嘉兵衛

一 二月九日 殿様大垣之御出、魚之棚納屋権重郎御着、御侍侍長瀬健助・山本喜一郎、御馬・御道具・長柄・御箱・沓籠・合羽籠・御草り取

右宿へ御着之上しばらく過、御本陣上田九右衛門へ御出、御門より御入、中ノ口にて御刀御侍受取、夫より使者之間ニ御入、御差添置 総督様御次之間にて御目見へ、相濟宿へ御帰り、めて度御祝ひ有之候、尤平島様御同道にて御同様相濟候、勿論御本陣へ御出之節ハ御侍式人・草り老人ニ御座候

一 二月十二日大垣御本陣より早追ヲ以御達シニ相成候写、白木御状箱入

御用之儀有之候間、家来之内志人早々御本陣之出頭可致候事

二月十二日

總督府

坪内嘉兵衛殿

執事

右之通申参り候ニ付、山本軍八郎参り候、長瀬健助儀ハ其日御本陣へ参り居候ニ付、十三日未明健助・軍八郎兩人参り候処、執事宇田栗園と申人被申候ニは、御主人嘉兵衛様へ今般 総督様御旗本備御警衛被 仰付候間、此段御達し申候、勿論休泊人足共被下候間、其旨御承知可被成候、御召連人数・荷物等御調御書出し被成候と被申候、其場にて申候ニハ、先達て尾州様之歎願書・証書等差出し仕候間、事柄二様ニ相成候てハ迷惑仕候

と申候へハ、夫ハ当方より尾藩へ其段申遣スと被申、則尾州荒川弥五右衛門殿へ執事より書面参り、則健助荒川様へ持参致し候処、委細承知仕御忠勤可被成候様被申候ニ付、大垣御本陣へ直ニ参り御請申上候

二月十八日大垣へ向御出陣ニ相成候
同日御家来一統へ奥ニて御酒被下、惣村方之御酒三斗五升樽被下候

長瀬健輔義、今般御出陣御供強て相願候処、深思召有之、今般留主居役用人・諸事取締被 仰付候ニ付、乍残念主命不及是非御請申候事、則 御印紙頂戴仕候事

山本左内義、今般留主中之処他所向計り、健輔と相談之上兩人ニて取計イ候様被 仰付候事
一 宮川亘り・山本喜一郎兩人、御侍役格日勤之事被 仰付候事

一 御出陣十八日、五ツ時御長持式棹先へ元正院宰領ス、御先老貫目大筒車仕掛・御玉箱、殿様・監物様、是ハ御次男、御馬乗、御跡左右山本軍八郎・永井弘衛・高崎浜之助・安中弁治伴佐一郎、御中間御手鑑持山本佐平

一 今般御供浜之助・佐一郎兩人ハ、家内へ老人扶持金五兩・月々小使金老分ツ、中間佐平へハ半人扶持五兩・小使イ月老分ツ、被下候
一〇三枚先之処之可入処略いたし候

乍恐奉歎願候覚 中奉書ニツ切認メ
今般 王政御一新之折柄、本家伊豆守儀は江戸表罷在、私共儀

右は、此度前渡村字前河原之内ニ生立申候松木鎌切残し、私共之買請申候、尤書面之代金只今儲ニ相渡し候、仍て買請証文如件
安政二年^卯十二月

尾州豊千島 利平印
同前草井村 惣藏印
同前 幸平二印

尾州前渡村 村役人衆中
同惣代衆中
笠松地方 原田良之助
横井兵八郎

埋石長四拾間 平均 高五尺
此石六拾三坪九合 馬踏九尺
内四拾三坪七合猪子三側建分石坪計 敷老丈四尺
残石式拾坪式合
前頭之通り松木壳渡し則証文取置、御普請も前渡村より相願居候処、草井村より論所之由申候ては迷惑仕候間、何卒御含被置、宜奉願上候、以上

は在住之義故、当御時節柄何等之義も不相弁候之共、既ニ御鎮撫御先発ニ付、加納表迄伊豆守陣屋役人共差出、御軍用金・武器等上納仕候処、追て御所置可有之旨御達御座候、就ては私共義ハ元祖より御憐國在住罷在、御出入奉願、格別之奉蒙 御高恩罷在候処、当今之形勢誠ニ以恐入候次第、何共可申上様も無御座、右ニ付私共身分之義此上何事ニ不寄、何方之願出可申哉当惑難波仕候、御当家様ニハ 議定 御職被為蒙 仰候趣も承知仕罷在、殊ニ御家来同様御出入も仕候事故、何卒被 召出、何様之御用成共被 仰付被下置候ハ、重々難有仕合奉存候、就夫、去ル丑年水災ニ付拝借等も奉願候程之義ニ付、難波至極何事も不任心底候之は、家之安危即今差逼候故、私共兩人御救被成下置候ハ、如何様之御奉公成共仕度、以御憐愍ヲ願之通り被 仰付可被下置候様、御執成之程只管奉願上候、以上
坪内嘉兵衛
正月 坪内金三郎

右之通り尾州太平館之遣ス、但シ明倫堂之事当節如斯唱
此度前河原松木伐取、其上東山道鎮撫使御總督より之制札立、松苗多分植候ニ付、草井村庄屋金八・彦左衛門と申兩人、当番庄屋作十郎方へ如何之筋哉内々ニて聞ニ参り候ニ付、若一事起り候節ハ迷惑ニ付、内々荒川様之差出し候書面写
草井村より請取居候書付写
買請申松木之事
一金六拾兩也

慶応四年^辰三月

坪内嘉兵衛家来
長瀬健輔

右之外、川直書も参り候間、同時ニ差出し候処、勘考可致と被申候、右差出し候書面之外ニ、口上ニても委敷咄し致置候
一 平島より松原和一郎参り、下切前河原内野新田野方当テ百三十石伝馬高・同村前一色三十六石共願出候ニ付、連名ニて荒川様へ金千疋、侍金治之百疋、是も連名ニて遣し置候

一 為 御鎮撫 官軍御先鋒当國之御下向ニ付、家元伊豆守陣屋詰役人共ヲ以、為御軍用金五百兩并小銃五挺上納之仕候、右之内私共老人ニ付金四拾八兩ツ、相当ニ御座候間、右之通申上候、以上
二月 坪内金三郎
坪内嘉兵衛

尾州出張所切通陣屋へ差出し候書付留
以書付奉願上候
家元伊豆守始坪内知行所村々之諸触廻文等、家元之儀ニ付新加納陣屋より一紙ヲ以相触来候処、此度伊豆守知行一円從 尾州様御取締相成候趣、右陣屋役人共より申達承知仕候、右ニ付奉願上候儀は、今般 王政御一新ニ付、嘉兵衛・金三郎身分之儀尾州様之歎願仕候処、当月十四日東山道鎮撫從 御總督様、知行是迄之通被下置候旨、荒川弥五右衛門より御書付を以被 仰渡、難有仕合被奉存候、就ては伊豆守知行所ニハ別段之儀と奉

存候ニ付、嘉兵衛・金三郎知行所之御触等之儀は、何卒其御筋より嘉兵衛・金三郎之御達ニ相成候様仕度、此段以書付奉願上候、以上

辰二月

坪内金三郎家来

坪内嘉兵衛家来

一 別紙を以申上候、嘉兵衛義ハ、御総督様御先鋒御供被、仰付、出張留主中ニハ御座候之共、右之儀は兼て可奉願存念ニて、留主居之者之申聞置、金三郎同意之義ニ付、一紙を以奉願上候、此段御承知迄申上候、以上

辰二月

坪内嘉兵衛家来

一 筆啓上仕候、然は肥前守儀病氣ニ付、若年寄役・会計御奉行御免願之通被、仰出、且爰元之御暇も相願、去ル十日江戸表発足、一昨廿一日爰元之被致着候、此段私共より為御知可得貴意旨被申付候条、如此御座候、恐惶謹言

二月廿三日

片岡左富

貞興(花押)

篠原長兵衛

長瑞(花押)

坪内嘉兵衛様

以手紙致啓上候、暖和ニ相成申候処弥御安泰被成御座、珍重奉存候、然は名古屋より江戸表へ御用書到来之趣申越し、左之通

内願之趣も有之候ニ付、御役御免隠居被、仰付、繁々御側衆部屋之被出、大奥御用向取扱候様可被致候

伊豆守養子

坪内飛驒守

父伊豆守儀願之通隠居被、仰付、家督無相違其方之被下候

右之通名古屋表より申来候間、此段得御意如此御座候、以上

三月廿二日

小島市兵衛

長瀬健輔様

一村方より差出し候願書之写

乍恐以書付奉願上候

前渡村之儀は御高六百石之処、鶴沼宿定助郷御伝馬御高六百石相勤、元米困窮ニ御座候処、凶作打続穀高ニ付、百姓一同弥困窮之上、去嘉永年中大洪水ニて木曾川堤切入、人家夥數押流、田畑亡所荒所等多分出来仕困窮弥増、御上様より御手当頂戴仕難有奉存候、然ル処近年、御上洛初メ御大名様方ニ諸家中様方々御通行多相成、必至難波迷惑仕候ニ付、御上様より度々御手当御救被成下候処、去ル慶応元丑閏五月、又候木曾川古来稀成大洪水ニて堤切入、村内家居等多分押流、田畑皆無同様之上損毛夥數出来仕、度々御普請被成下難有奉存候之共、御普請度毎多分之弁金ニて難波之上借財相嵩、其上近来格外之違作ニて米穀ニ諸色前代未聞之高直ニ相成、従来困窮之上渡世凌方難波差詰り、最早此上作借仕候方便も無御座、実々当惑仕

候処、今般、御改政御一新ニ付、前頭定助郷高近辺明村之分高ニ可相成候様、其御筋之厚御願被成下、願之通御開濟ニ相成候ハ、一同難有仕合ニ奉存候、以上

慶応四年三月

前渡村

百姓惣代

喜藤治印

同断

鉄藏印

同断

常三郎印

同断

惣七印

同断

常右衛門印

同断

清五郎印

同断

庄屋

民右衛門印

同断

角左衛門印

同断

作重郎印

同断

御地頭様

御役所

右之通願書、何卒名古屋表へ御願被下度、尤入用之儀ハ村方より出金可仕と小前百姓代申候由、村役一同申候ニ付、左様成ハ村役老人付添可参様申付、則庄屋角左衛門参り候、右願書写認メ大平館へ出候処、美濃国々政掛り下役林吉右衛門と申人ニ渡シ頼置候、口書共差出シ候

口上書 坪内嘉兵衛家来

長瀬健輔

口上

半切認メ上紙大坂半紙

別紙写之通願出候間、何卒急々御憐愍之御沙汰被成下候様奉願上度、勿論当節柄御通行格別多、人馬賃銀等多分之儀ニ御座候間、此段厚御憐察被成下、御取計宜奉願上候、以上

三月

坪内嘉兵衛家来

長瀬健輔

一 桃春院十九世正山和尚入院披露仕度願書村役同道ニて出ル、就ては四月朔日より三日迄薬師御本仏開扉、御使者相願候、御聞濟之由申聞遣ス、則朔日和尚・当番庄屋作重郎御迎ニ出ル、御使者長瀬健輔相勤、若党孫助・草り幾右衛門、定例之通長瀬四郎右衛門御本仏三宝ニ載参り候、当日齋出ス、今日ハ村方一統・南内之・北内野・下切村不残齋被出候、同式日、御使者長瀬健輔相勤候、御上御惣客様御参詣、齋酒出ス、齋料金百疋被遣候、御使者より志未遣し候、当年ハ格別之事、殊ニ昨年より大磐若出来、今日紐解ニ付、如斯取計申候、御使者供昨日同断之事、御惣客様御供山本左内・宮川亘り、中間治平、下々迄齋酒出ル、三日、御使者供迄昨日同断、晚六ツ時前之処御本仏御閉帳、和尚・庄屋作重郎御送り申候、御本仏今日も長瀬四郎右衛門載参ル、同五日和尚此頃之御礼出ル、大磐若木札一・鏡餅白赤二ツ上ル、志ツ八合計之事

一 四月五日新加納御陣屋より連絡状来、写

以手紙致啓上候、然は飛驒守殿明後七日入陣被致候間、此段御案内迄得御意如此御座候、以上

四月五日

今尾愛平

長瀬健輔様

小島市郎治

小島市兵衛

右ニ付平島様御問合申御思召相伺、委細ハ日記ニ留置候、則七日途中迄御使者御差出し、山本左内相勤候、平島様より岩塚鍊助無動寺辺迄被遣候、御陣屋迄送り込、夫より少林寺へ引取ニて御祝儀申上候、上下へ茶漬も出し不申候、茶も出し不申、其儘帰リ候

一 綾小路様御通り之節、入用金陣屋ニて取替ニ相成居候、引残り金式拾七両銀七匁四分差送り候処、請取写

覚

一金式拾七両と銀七匁四分也

右は綾小路様之差出し申候御割合之分、御差出し被成、書面之通儲ニ請取申候、以上

慶応四年 四月六日

返勤ニ付無印

小島市良治

小島市兵衛

長瀬健輔殿

一 石炭一件ニ付、山方大山寺内町市左衛門・東十郎・治右衛門より小牧御陣屋へ願出候ニ付、添鑑白木状箱来写

来吃と相改 御用 御料と而已書記いたし候様、被 仰出候事

但標札ニ姓名相記、又ハ官名・役名等記し候儀、不苦候事

一 提灯又ハ陶器・其外売物等ニ 御紋ヲ画キ候事とも如何之儀ニ候、以来右之類 御紋ヲ私ニ附ケ候事、吃と可禁止旨被 仰出候事

但御用ニ付是迄被免候分も、一応伺出可申事
右之通被 仰出候条、未々迄不洩様可申達事

三月
一 此度 御一新之折柄、大坂銅会所御取立相成候ニ付ては、兼て旧幕府より相触置候通、諸国出銅ハ勿論、古銅・地銅ニ至迄、右会所え吃度可相廻事

但大坂表え運送ニ差支之廉も有之候ハ、其旨銅会所え可届出事

一 外国人ハ勿論、自国たりとも、銅直売不相成、若心得違之者有之おいてハ、銅取揚之上急度御沙汰可有之事

一 荒銅諸山元ニて勝手ニ吹立、諸器物等ニ仕立候儀不相成候事

一 諸国より大坂表え荒銅積廻候節ハ、其船問屋より員数并ニ送り状とも、時々銅会所え可届出候事

一 荒銅・古銅御買上直段之儀ハ、外国并諸方之御私ニ相成、直段ニ応し時々相定候事

四月

右之通御触到来ニ付、御家来・寺院・村方之相触置候事

一 穩婆甚歳後家死去ニ付、親類より願ニ付、白米壹斗五升遣し候、

以剪紙致啓達候、弥御堅固被成御勤、珍重之御事候、然は尾州大山寺内町市左衛門初之者共儀、石炭代金御渡方之儀ニ付、御役場え出願致度旨申出、一ト通聞取候上ニてハ、身薄之者難泐之程も難黙止候付、市左衛門初ニ所役人相添差出候間、宜御勘察有之候様致度、此段可得御意旨須加井兵一郎申聞、如斯御座候、已上

四月

近藤□和吉

橋本鉄次郎

永井弘衛様

山本左内様

山本軍八郎様

長瀬健助様

村継新加納村より持込、受取遣ス

山本左内様

尾藤切通陣屋
木村啓十郎

一 及御示談度儀有之候間、当陣屋之御老人御出候様存候、以上

閏四月初日

右ニ付左内参り候処、昨日平島より岩塚鍊助被参、御触写遣し置候間、今日ニも廻り可申旨被申、引取候事、勿論朔日七ツ過時持込候ニ付、二日朝参り候、其後平島より廻り候ニ付、写左

一 禁裏御用或ハ、禁裏御料、又ハ、禁裏御内杯と会府・勝示杭・標札等ニ書記し候儀ハ有之間敷事ニ候処、往々見受候ニ付、以

右は若殿様穩申候ニ付格別之事候間、如斯取計候事

一 筆致啓上候、竜若儀今般叙爵被蒙 宣下、官名伊予守と被

仰出候間、右為御知私共より宜得貴意旨被申付越、如斯御座候、

恐惶謹言

閏四月十六日

高橋宇右衛門

伊藤次郎八

小串 右門

坪内嘉兵衛様

雜賀佐太夫

一 閏四月中十二日雨降り、五月ニ至十九日雨降り、同月八日北島切入、常貞寺前之所も越水多分ニ付、同寺鐘樓南之方より本控堤間之所埋立相成候、右ニ付新加納より十河新兵衛・小島市兵衛・今尾愛平・同栄之助・片岡繁兵衛・其外惣代之もの参り居、同安心不成事ニ御座候間、鐘樓南より東堤間之所埋立申度、御知行所之事ニ付御相談申度、土取場所も御知行所之事ニ付御貫申度、人足も御地元之儀ニ付御差出し被下度被申候処、当方より健輔参り答候儀ハ、知行所之内北島も今般切入申、是ハ水下も無御座迷惑仕候折柄、此所迄ハ出し申事出来不申、答候へハ兩人被申候ハ、昨日笠松より御役人方御出ニ相成、是ハ不捨置場所付成丈手当申様、人足等差支ニ相成候ハ、可申出との事ニ付、成丈御差出シ被下度申候へ共、答、其筋より御沙汰ニ相成

候ハ、私罷出、訳柄申上御断可申上と答、引取申候、其後村役・小前へも申聞、右之通答引取候ニ付てハ、不出候て濟事ニ候へ共、此後普請有之候節若いしを以、前渡村之者賃銀取之差支ニ相成候てハ、右望之者大事之考もなく当分之錢儲而已之事申、心得違いたし候てハ不宜候間、今一応相談いたし、都合能日計五六人敷十人計ツ、出しても可然と申聞候へハ、村方一同相談之上、五六人も手伝可仕と申、其内ニて茶番も出し申候

北島新助前堀切入ニ付村方より願書写

当月八日木曾川通り洪水仕、前渡村之内字北島前急破ニ相成、村方罷出力ヲ尽シ手当仕候え共、追々水嵩防方不申行届、堤長凡七拾間切入、其外多分急破ニ相成候間、自普請等逆も不申行届、何卒早急御普請被成下、難有御高相続仕度候、誠ニ百姓一同必至難波差迫候間、只管奉歎願候、以上

慶応四年五月

前渡村

百姓惣代

常三郎印

同 鐵藏

同 喜藤治

同 惣七

同 常右衛門

御地頭様

御役所

右之通り願出候ニ付、写書持参、口上書認メ、尾州へ願出候口上書写

半切認メ 口上

別紙写之通り願出候処、小身ニて不申行届、是迄も江戸表へ願出、御普請相成居候場所ニも有之候間、何卒急々御見分被成下候様奉願上候、以上

五月廿四日

坪内嘉兵衛家来

長瀬健輔

右は尾州大平館へ願出候処、荒川弥五右衛門様、国政懸り熊沢右門助殿・江崎清兵衛殿・林吉右衛門殿被出、御願筋御尤之儀ニ候へとも、朝廷より別ニ御下ケ金と申事も無御座、殊ニ笠松裁判所も建居候間笠松へ願可然存候、就てハ笠松林左門殿へ書状遣し申候間、御持参可被成候と被申、白木状箱荒川様より参ル、同廿四日帰村、廿五日笠松へ持参いたし候、大門より入、玄関へ通り手札出ス、取次出、奥へ達ス、しはらく有テ加藤吉太郎と申人被出、次之間へ通し、時候挨拶済、口上書出シ村方より願書写出ス、暫く御待被成と申奥へ入、又暫く有て、当春

迄堀方役當時玄関番被致候右田伴右衛門被出、挨拶済、御願筋之儀林左門殿被致承知、明日笠田村へも参り候間見分可仕候、就ては是迄旧幕府之時も一汁一菜ニ御座候処、今般 御一新之儀ニ付猶更之事ニ御座候間、有合セニて一汁一菜之外御断申候、僕も連レ不申由被談引取候、是迄郷宿龜屋源四郎ニて支度いたし候処、檢約いたし小茶屋へ入支度いたし帰り候事

同廿六日笠田村へ村役兩人迎ニ差出し候処、下中屋ニて逢、案内来候、当方より健輔出役いたし候、右田伴右衛門志人被参、見分相済、庵寺ニて支度相済、又泊リニ相成候、同人被申候ニハ、是迄関東より之普請ハ多分弁金相立候趣、今度ハ 御一新之儀ニ付弁金不相立様致候間、石土竹木等相当之直段積り出し可申との事ニ付、村方相談之上直段積り書出し候、廿七日昼頃より舟ニて笠松迄送り候事

一 御剪紙披見候、去ル九日嘉兵衛様御事 大総督宮様於 御前、自今 朝臣可被 仰付旨、三条様より御達相成候段、委曲為御知之趣単人正之申聞候、仍て右御款として別書志通相廻し申候、此段御報如斯候、以上

六月廿八日

小出 鐵藏
小林権右衛門
平尾仁左衛門
矢口弥左衛門

永井 弥衛様

山本軍八郎様

長瀬 健輔様

一 御紙面致拜見候、然は嘉兵衛儀 朝臣被 仰付候ニ付、頃日御風聴申上候処、右御款として白木状箱志ツ御廻し被下、誌ニ御請取、近便京都表嘉兵衛へ相達し可申候、右御請迄如斯御座候、以上

六月廿八日

長瀬 健輔

矢口弥左衛門様
平尾仁左衛門様
小林権右衛門様
小出 鐵藏様

尚以、山本軍八郎・永井弘衛儀、京都表供致候間除名仕候、此段御承知迄如斯御座候、以上

一 伊勢御師より之状

一 筆啓上仕候、残暑厳敷御座候処、先以 御前様始御一同益御勇健可被成御座、珍重之御儀奉存候、随て当方無異罷在、乍憚御安意思召可被下候、然は昨冬は名代野村甚兵衛へ御尊翰被下、委細承り候処、当冬より御初穂半限之由被 仰聞、御尤之儀奉存候之共、可相成は定例通御神納ニ預り度、乍失敬今一応押て奉願上候、何分宜敷御披露奉願上候、猶期永日之時候、恐惶謹言

六月

御師

松木雅樂之助

用席

次第不同御免

山本水輔様

山本小源太様

御役人御衆中

再白、乍御面倒此者へ御答可被下候事

坪内嘉兵衛様

御当番中様

以手紙致啓上候、然は本源院様百五十回御忌御正當ニ付、明後八日於少林寺御執行御座候ニ付、御上京中ニハ候之共、任先例御人より尅封差出し候間、此段得御意候、以上

同返事

今尾敬二様

用所
当番

御紙面致拝見候、然は本源院様百五十回御忌御正當ニ付、明後八日於少林寺被成御執行候ニ付、先例之由ニテ御兩人より尅封御差出し被成候へ共、主人義兼て其御陣屋ニも御承知之通り朝廷被請ニ付、向後御文通之義ハ御重役中より私共へ尅封差出し被成候様致度、右可得御意如斯御座候、以上

七月六日

尚以、主人上京留主中之儀ニ付、御紙面ハ封儘御返し申候へとも、明後八日御法会之儀ハ致承知候、以上

御陣屋より来状之趣、当方返事迄写、平島様へ御問合セ申候處、

岩塚氏より返事左ニ

御紙面致拝見候、如仰残暑之節御座候之共、弥御安剛被成御勤珍重之御儀奉存候、然は御別紙御写之通り御陣屋より御至來ニ付、御返事被遣候旨、委細御紙面之通申上候處、被成御承知候、当方様之御同様小島・十河両士より御直宛ニテ尅書被差上候故、御開封無之、小子義御陣屋之罷出十河氏之面會、今日且那方之御両所よりは迄之御振合ニテ、何等之御用向かハ不被存候之共、御尅封被遣、右ニ付小子參上及御内談可申旨、被申付候趣申述、当春已來 御一新ニ付、金三郎義別段 朝廷より本知安堵之御書付も頂戴之事ニテ、是迄之振合共相違之義ニ付、御内分之御取扱ニテハ迷惑之趣申述候處、十河氏答ニハ、飛驒守様ニも御入陣ニハ相成候之共、未御身上之御究りも無之、御養子之御身分、旁何事も伊豆守様之御伺之上御取計被成候事、御三所より之被仰立之義も御伺之趣、御身分御治定迄ハ万事是迄之通取計可申旨御沙汰ニ付、先例之義故今度も御直ニ申上候義、何れ其内御身分御取扱ニも相成候ハ、其節御改格ニも可相成、先夫迄之趣ハ何国迄も是迄之通取計申候間、左様御承知可被成候、是等之趣御承知難被成候ハ、差上候尅封御返却可被成候、別段御案内ハ不申上旨被申聞候故、御家元ニハ御取扱ハ無之候之共、且那義ハ於尾州表も 朝臣之旨被 仰渡候義故、身分之極有之候ものハ右丈之御取扱有之候共不苦様ニも可存候事故、及御内談候義、御家元ニハ御取扱難被成之の御義ニ

候間、宜御取計可被下様致度、此段可得御意旨嘉兵衛様被申付越、如斯御座候、以上

七月十九日

長瀬健輔

今尾愛平様

御座候へハ、不及是非其段且那之可申聞旨申答引取申候、右等之義ハ不容易御廉合、殊更 御許様ニハ御留主中之事、御掃館之上篤と御示談可被成御答ニテ、返答書遣可申旨御治定被成候、尤御開封無之御返却之義故事柄不相分、仍て明日御參詣御止被成候、御許様ニも御留主中、且御変革之折柄、旁明日之趣御断被置、追て御掃館之上可申達旨御答御座候て如何哉ニ思召候、併御写之趣被及御答候之は夫ニも不及哉、御賢考御取計御座候様奉存候、前書之趣十河氏ニも暫立腹之様子、御返却ニも相成候之は後ハ如何、暫ハ御絶好ニも可相成ニも奉存候、乍去先々程能取計置方專要共奉存候、右御答宜得御意旨被 仰付、如此御座候、以上

七月七日当日目出度奉存候

尚々、本文下手之長文言、宜御推察可被下奉御話候、以上

一 昨寅年御弘米金左衛門引請、小山兵三郎へ売弘代残金相滞候ニ付、新加納陣屋へ出願致度旨願出ル、則添書左ニ

今尾愛平様

白木状箱入

以剪紙致啓上候、弥御堅固被成御勤珍重之御儀奉存候、然は知行所金右衛門と申者、当方歳末年々引請夫々売弘致居候處、一昨寅年其御知行所南内野新田兵三郎方之酒造米ニ相弘、代金之内延引ニ付、其御役場之出願致度旨申出、一ト通り聞取候上ニテは迷惑之程も難止候ニ付、金右衛門初メ村役人相添差出し

一 長瀬四郎右衛門文四郎と金談之儀ニ付、当三月四郎右衛門出願いたし候處、其節鬧敷、殊ニ健輔親類之儀ニ付、彼是心配致延し置候處、四月中旬再願致候ニ付、無是非信右衛門内輪ニテ取扱異候様頼遣し候處、同人ニテ捨置候哉、文四郎ニテ捨置候哉、又六月上旬迄何等之誤一切無之打捨置候ニ付、催促いたし候處、漸々文四郎參り候へ共、殿様御出立一兩日前之事ニ付、廿三日ニ可參様申聞置候處、月末ニ至參り不申、懇々使ヲ以呼寄、夫より又十一日參り候處、今日差支ニ付明日可參様申聞候處、又參り不申、是も表筋取計、村役人召連參り候てハ村役も迷惑、当人猶更之事と存、内輪同様ニ取計致し候へ共、四月中旬より今迄長々誤も不立、上ヲ不重心得ニ付、此上之繕りニも拘り候間、七月廿日山東庄屋民右衛門、親類代新助呼出し、文四郎入半申付、番人之儀は勘弁ヲ以親類へ申付ル、同廿二日組頭惣七・親類代新助ヲ以御詫申上候ニ付、廿三日免し遣ス

申渡覚

文四郎

其方儀、不重 上ヲ龜略相心得候段、其罪不輕、不埒之義ニ付入半申付置候處、村役人惣七・親類代新助ヲ以御詫申上、且は御隠居様被為在御不例ニも、夫々 神仏之被為遊御折誓候折柄ニも有之、格別之御慈悲ヲ以今般之儀は御免被 仰出候之共、

已後急度相心得可申候、以上

七月廿三日

御役所

御裁判所

其訳ハ不申

一 八月朔日明性院様御死去、委細は御法事留ニ有
一 八月十三日笠松より廻り候触書覚左ニ

尾藩荒川弥五右衛門御取締之儀、去ル八日被 免候間、其旨承
知いたし早々可有廻達候、以上

八月十二日

笠松 御役所

金田三左衛門 金田左近 金田惣左衛門 金田弁太郎
室賀 甲斐 徳山五兵衛 徳山小左衛門 坪内飛彈守
坪内嘉兵衛 坪内捨太郎 坪内金三郎 坪内恒太郎
坪内輪三郎 西尾主税 津田鏗之助 名取知之助
中川甲午郎 別所孫四郎 平岩石見守 林庫之丞
奥山主税 三淵縫殿助 右役人
一 笠松へ知行所高調書差出し候、写生紙整帳認
表帛 美濃国各務郡前渡村高附帳

美濃国各務郡

坪内嘉兵衛知行所

前渡村

一 高六百石

社領・寺領無御座候

右之通御座候、以上

慶応四年八月

笠松

坪内嘉兵衛

御留主中ニ付無印

一 南内野新田小山嘉七、借金方鶴沼宿横山周平之住居屋老軒壳

渡、右判方北島惣七・川庄屋利助兩判世話致し居候処、兵助方
釜戸村ニ多借出来、新加納へ出願いたし、親類之事ニ付新加納
より出役いたし、家財不残付立ニ相成、右周平よりハ請判之訳
申込、兩人必至迷惑之由、付てハ新加納へ出願致度願出候ニ付、
添書遣ス左ニ

一 以手紙致啓上候、秋冷之節御堅勝被成御勤珍重奉存候、然ハ
支配下前渡村北島川庄屋利助・宗七兩人、其御支配下南内野新
田嘉兵衛へ住居屋老軒、去四月中右兩人加判致し、鶴沼宿横山周
平方へ壳渡置候処、嘉兵衛本家兵助方多分借財有之候ニ付、右
壳渡相成居候分其御役場之御引揚之思召ニ付てハ、村役人加判
之者必至迷惑差迫、其御役場へ出願致度旨申出、兩人より聞取
候上ニてハ、迷惑之程難捨候ニ付、兩人差出し候間、宜御勸察
御取計有之様致度、此段可得御意如斯御座候、以上

八月廿日

長瀬健輔

今尾愛平様

十月廿日笠松御役所へ左ニ御届出ス

書付ヲ以謹御届奉申上候

高六百石

上士

坪内嘉兵衛

御役所

右両通差出候処、公事方角田春策殿・高木左衛門取扱、御届書
之儀は儲ニ落手之由、砲術一件は御願之通り御開濟相成申候

十一月十八日長瀬健助願ニ付、加納表之添翰左ニ

右は当春 東山道 御總督府御発向之刻、当国於大垣表御附属
大坂頭被 仰付御供仕候処、去五月九日於東京御城 朝臣被
仰付、大総督宮様拜謁被 仰付、本知安堵之蒙 御沙汰、難有
仕合奉存候、右為御礼去六月中入京、追々御奉公筋奉願候処、
去九月十九日於 御所、本知安堵之 御朱印賜、難有仕合奉存
候、就ては知行民政ニ懸り候儀出来候節は何分宜敷奉願候、奉
懇願置候様、自京師嘉兵衛申付越候ニ付、此段謹て奉申上候、
以上

辰十月廿日

上士

坪内嘉兵衛家来

笠松県

永井弘衛

同日各務野原大砲御稽古場再願左ニ

書付ヲ以謹奉願上候

当国各務郡各務野原儀は、嘉永年中主人嘉兵衛大砲稽古場ニ旧
幕府之相願、則開濟相成、仍て大砲打前出張之節々当 御役所
之御届申上稽古仕候処、今般御一新ニ付改て奉願候様、嘉兵衛
京地より申付越候間、此段奉願候、何分先年之通り御開濟被成
下置稽古仕候様、謹て奉懇願候、以上

辰十月

上士

坪内嘉兵衛家来

永井弘衛

笠松様

等難仕ニ付、当 御役所之歎願仕候処、御開届ニ相成、御役人中様御出張、金高式百五拾両余之御積ヲ以御普請被成下置、七月中出来栄御届奉申上候処、御清見も不相済内、八月下旬又候大水ニて再切所々大破相成候ニ付、其段御届申上、御見分之上再応策立出来仕候付、村役人共より御懸り御役人中様之出来栄御見分追々奉願候処、今以何之御沙汰も無御座、就ては当年も余月無之、人足貧且ハ諸色代金渡方等之付差支、及難決候旨再々地頭所之歎出候ニ付、当分手当いたし遺度奉存候之共、村方は追々之水難困窮、地頭所ニおろても連々之不勝手、当春東筋之出兵、引積キ上京ニて、中々以手当等不行届次第ニ付、乍恐近々御見分之上御下金被成下置候様、謹て奉懇願候、以上

辰十一月廿四日 坪内嘉兵衛家来 永井弘衛

笠松県

御役所

右御役所ニて取扱御役人、聴訴方国井清作と申人、尤ニ聞取口上書預り被申候

十一月廿一日 太政官より被仰出は別紙之通美濃紙帳面ニ御認被下、米ル廿七日限り無相違拙者迄御持参可被下候、此段可得貴意如斯御座候、以上

十一月廿一日

〔田カ〕部練之進内

平野理三郎 野上平三郎

尚以、御在京之御方様は調印被成御差出可被下候、此段御承知

早々御願達被下度、尤留り之御方様より御返却可被下候、以上

明治元辰年
高六百石 美濃国 前渡村高取調帳
十一月 坪内嘉兵衛

右は美濃紙帳冊ニていたし候

一 高六百石余

但し込高無御座候

内訳

高六百石余

内高式拾八石余

引て

高五百七拾貳石余

高式拾貳石余

米七石

米三石

米式石四升四合余

高五百九拾四石余

米十式石四升四合余

外ニ

坪内嘉兵衛

美濃国各務郡

前渡村

慶長年中木曾川大水流失

慶安二年中調出し高

前書高式拾八石流失之内

享保年中起返り見取米

前渡村之内字北島野方米

山方取米

三町八反余

十九町九反余

十五町余

十四町余

屋敷

外ニ 御朱印地寺社領無御座候

右之通りニ御座候、以上

明治元辰年十一月

右之趣京都御旅宿より山本軍八郎取調ニ参り候ニ付、即座ニ取調、尤平島表より松原和一郎入来相談之上、尾州様之御風意聴御文通左ニ

以剪紙致啓上候、甚寒之節御座候処、各様弥御安全被成御勤珍重奉存候、然は拙者儀当春東山道先鋒 御總督府御発向之刻、当国於大垣御附属、大坂頭被 仰付御供仕候処、去五月九日東京於御城、朝臣被 仰付、大總督宮様拝謁被 仰付、本知安堵之蒙御沙汰、難有仕合奉存候、右為御礼去六月下旬入京仕、追々御奉公筋奉願候処、去九月十九日於 御所本知安堵之 御朱印賜、上土席被 仰付、難有仕合奉存候、右之趣為御風意聴可得貴意、如斯御座候、以上

十一月

御用人中様

坪内嘉兵衛

新林

山三ヶ所

砂石河原

前書式拾八石余流夫場続キ

字内野馬草野

前渡村之内ニ有之代々住居

外ニ

右之通りニ御座候、以上

明治元辰年十一月

坪内嘉兵衛

上土

右之趣京都御旅宿より山本軍八郎取調ニ参り候ニ付、即座ニ取調、尤平島表より松原和一郎入来相談之上、尾州様之御風意聴御文通左ニ

以剪紙致啓上候、甚寒之節御座候処、各様弥御安全被成御勤珍重奉存候、然は拙者儀当春東山道先鋒 御總督府御発向之刻、当国於大垣御附属、大坂頭被 仰付御供仕候処、去五月九日東京於御城、朝臣被 仰付、大總督宮様拝謁被 仰付、本知安堵之蒙御沙汰、難有仕合奉存候、右為御礼去六月下旬入京仕、追々御奉公筋奉願候処、去九月十九日於 御所本知安堵之 御朱印賜、上土席被 仰付、難有仕合奉存候、右之趣為御風意聴可得貴意、如斯御座候、以上

十一月

御用人中様

坪内嘉兵衛

右ニ准し大垣表えも御さし出し

十二月十七日京師より 殿様御帰館之節、新加納御陣屋より飛驒御使者小島市兵衛殿出張、御知行境迄先払出ル

新加納梅村屋之御休、昼御支度ニ付、市兵衛殿市兵衛殿被出候ニ付、御逢御酒被下ル、其節市兵衛殿より弘衛之被談ニは、此間紙面ヲ以御陣屋之御出候様申上置候処、別段御出ニ不及今日御談申上候、右は御借用地御差返し之内、南内野儀は何共沙汰無之ニ付、三井分三井より沙汰有之節御返相成候儀ニ付、此段御承知可被下旨被談候ニ付、是ハ元録八年三井より取返し相成居候儀ニ付、兼て四ヶ所と申上置候儀、若哉三井より掛合候節は此方より掛合、御家元之聊御厄介掛申間敷申談 殿様御逢之節直ニも右之趣御談有之候

同十八日御陣屋之紙面ヲ以

以手致啓上候、嚴寒之節御座候処弥御安康被成御座、珍重御儀奉存候、然は昨日は御使者御苦勞千万、被入御念候御儀厚忝仕合思召候、宜御挨拶申上候様嘉兵衛被仰聞候、將又其刻貴所様より被仰聞候御返地南内野之儀、御沙汰無之仍て見合候様との御談ニ付、嘉兵衛様之申上候処、貴所様ニも御承知之通り、嘉兵衛様被仰聞ニは、於京師今尾榮之助為御使者 飛驒御御口上、此頃中御申立被成候借用地四ヶ所共速ニ返却いたしとの御事ニ付、跡より間違候ては不宜ニ付、印紙ヲ以ヶ所御渡被下度申談、榮之助承知いたし引取候ニ付、跡より為念右書付請取軍八郎差出候処、其節新兵衛殿取次ニて 飛驒御口上、御返地

同十八日御陣屋之紙面ヲ以

以手致啓上候、嚴寒之節御座候処弥御安康被成御座、珍重御儀奉存候、然は昨日は御使者御苦勞千万、被入御念候御儀厚忝仕合思召候、宜御挨拶申上候様嘉兵衛被仰聞候、將又其刻貴所様より被仰聞候御返地南内野之儀、御沙汰無之仍て見合候様との御談ニ付、嘉兵衛様之申上候処、貴所様ニも御承知之通り、嘉兵衛様被仰聞ニは、於京師今尾榮之助為御使者 飛驒御御口上、此頃中御申立被成候借用地四ヶ所共速ニ返却いたしとの御事ニ付、跡より間違候ては不宜ニ付、印紙ヲ以ヶ所御渡被下度申談、榮之助承知いたし引取候ニ付、跡より為念右書付請取軍八郎差出候処、其節新兵衛殿取次ニて 飛驒御口上、御返地

同十八日御陣屋之紙面ヲ以

以手致啓上候、嚴寒之節御座候処弥御安康被成御座、珍重御儀奉存候、然は昨日は御使者御苦勞千万、被入御念候御儀厚忝仕合思召候、宜御挨拶申上候様嘉兵衛被仰聞候、將又其刻貴所様より被仰聞候御返地南内野之儀、御沙汰無之仍て見合候様との御談ニ付、嘉兵衛様之申上候処、貴所様ニも御承知之通り、嘉兵衛様被仰聞ニは、於京師今尾榮之助為御使者 飛驒御御口上、此頃中御申立被成候借用地四ヶ所共速ニ返却いたしとの御事ニ付、跡より間違候ては不宜ニ付、印紙ヲ以ヶ所御渡被下度申談、榮之助承知いたし引取候ニ付、跡より為念右書付請取軍八郎差出候処、其節新兵衛殿取次ニて 飛驒御口上、御返地

同十八日御陣屋之紙面ヲ以

以手致啓上候、嚴寒之節御座候処弥御安康被成御座、珍重御儀奉存候、然は昨日は御使者御苦勞千万、被入御念候御儀厚忝仕合思召候、宜御挨拶申上候様嘉兵衛被仰聞候、將又其刻貴所様より被仰聞候御返地南内野之儀、御沙汰無之仍て見合候様との御談ニ付、嘉兵衛様之申上候処、貴所様ニも御承知之通り、嘉兵衛様被仰聞ニは、於京師今尾榮之助為御使者 飛驒御御口上、此頃中御申立被成候借用地四ヶ所共速ニ返却いたしとの御事ニ付、跡より間違候ては不宜ニ付、印紙ヲ以ヶ所御渡被下度申談、榮之助承知いたし引取候ニ付、跡より為念右書付請取軍八郎差出候処、其節新兵衛殿取次ニて 飛驒御口上、御返地

同十八日御陣屋之紙面ヲ以

以手致啓上候、嚴寒之節御座候処弥御安康被成御座、珍重御儀奉存候、然は昨日は御使者御苦勞千万、被入御念候御儀厚忝仕合思召候、宜御挨拶申上候様嘉兵衛被仰聞候、將又其刻貴所様より被仰聞候御返地南内野之儀、御沙汰無之仍て見合候様との御談ニ付、嘉兵衛様之申上候処、貴所様ニも御承知之通り、嘉兵衛様被仰聞ニは、於京師今尾榮之助為御使者 飛驒御御口上、此頃中御申立被成候借用地四ヶ所共速ニ返却いたしとの御事ニ付、跡より間違候ては不宜ニ付、印紙ヲ以ヶ所御渡被下度申談、榮之助承知いたし引取候ニ付、跡より為念右書付請取軍八郎差出候処、其節新兵衛殿取次ニて 飛驒御口上、御返地

同十八日御陣屋之紙面ヲ以

以手致啓上候、嚴寒之節御座候処弥御安康被成御座、珍重御儀奉存候、然は昨日は御使者御苦勞千万、被入御念候御儀厚忝仕合思召候、宜御挨拶申上候様嘉兵衛被仰聞候、將又其刻貴所様より被仰聞候御返地南内野之儀、御沙汰無之仍て見合候様との御談ニ付、嘉兵衛様之申上候処、貴所様ニも御承知之通り、嘉兵衛様被仰聞ニは、於京師今尾榮之助為御使者 飛驒御御口上、此頃中御申立被成候借用地四ヶ所共速ニ返却いたしとの御事ニ付、跡より間違候ては不宜ニ付、印紙ヲ以ヶ所御渡被下度申談、榮之助承知いたし引取候ニ付、跡より為念右書付請取軍八郎差出候処、其節新兵衛殿取次ニて 飛驒御口上、御返地

同十八日御陣屋之紙面ヲ以

以手致啓上候、嚴寒之節御座候処弥御安康被成御座、珍重御儀奉存候、然は昨日は御使者御苦勞千万、被入御念候御儀厚忝仕合思召候、宜御挨拶申上候様嘉兵衛被仰聞候、將又其刻貴所様より被仰聞候御返地南内野之儀、御沙汰無之仍て見合候様との御談ニ付、嘉兵衛様之申上候処、貴所様ニも御承知之通り、嘉兵衛様被仰聞ニは、於京師今尾榮之助為御使者 飛驒御御口上、此頃中御申立被成候借用地四ヶ所共速ニ返却いたしとの御事ニ付、跡より間違候ては不宜ニ付、印紙ヲ以ヶ所御渡被下度申談、榮之助承知いたし引取候ニ付、跡より為念右書付請取軍八郎差出候処、其節新兵衛殿取次ニて 飛驒御口上、御返地

同十八日御陣屋之紙面ヲ以

以手致啓上候、嚴寒之節御座候処弥御安康被成御座、珍重御儀奉存候、然は昨日は御使者御苦勞千万、被入御念候御儀厚忝仕合思召候、宜御挨拶申上候様嘉兵衛被仰聞候、將又其刻貴所様より被仰聞候御返地南内野之儀、御沙汰無之仍て見合候様との御談ニ付、嘉兵衛様之申上候処、貴所様ニも御承知之通り、嘉兵衛様被仰聞ニは、於京師今尾榮之助為御使者 飛驒御御口上、此頃中御申立被成候借用地四ヶ所共速ニ返却いたしとの御事ニ付、跡より間違候ては不宜ニ付、印紙ヲ以ヶ所御渡被下度申談、榮之助承知いたし引取候ニ付、跡より為念右書付請取軍八郎差出候処、其節新兵衛殿取次ニて 飛驒御口上、御返地

同十八日御陣屋之紙面ヲ以

以手致啓上候、嚴寒之節御座候処弥御安康被成御座、珍重御儀奉存候、然は昨日は御使者御苦勞千万、被入御念候御儀厚忝仕合思召候、宜御挨拶申上候様嘉兵衛被仰聞候、將又其刻貴所様より被仰聞候御返地南内野之儀、御沙汰無之仍て見合候様との御談ニ付、嘉兵衛様之申上候処、貴所様ニも御承知之通り、嘉兵衛様被仰聞ニは、於京師今尾榮之助為御使者 飛驒御御口上、此頃中御申立被成候借用地四ヶ所共速ニ返却いたしとの御事ニ付、跡より間違候ては不宜ニ付、印紙ヲ以ヶ所御渡被下度申談、榮之助承知いたし引取候ニ付、跡より為念右書付請取軍八郎差出候処、其節新兵衛殿取次ニて 飛驒御口上、御返地

同十八日御陣屋之紙面ヲ以

以手致啓上候、嚴寒之節御座候処弥御安康被成御座、珍重御儀奉存候、然は昨日は御使者御苦勞千万、被入御念候御儀厚忝仕合思召候、宜御挨拶申上候様嘉兵衛被仰聞候、將又其刻貴所様より被仰聞候御返地南内野之儀、御沙汰無之仍て見合候様との御談ニ付、嘉兵衛様之申上候処、貴所様ニも御承知之通り、嘉兵衛様被仰聞ニは、於京師今尾榮之助為御使者 飛驒御御口上、此頃中御申立被成候借用地四ヶ所共速ニ返却いたしとの御事ニ付、跡より間違候ては不宜ニ付、印紙ヲ以ヶ所御渡被下度申談、榮之助承知いたし引取候ニ付、跡より為念右書付請取軍八郎差出候処、其節新兵衛殿取次ニて 飛驒御口上、御返地

同十八日御陣屋之紙面ヲ以

以手致啓上候、嚴寒之節御座候処弥御安康被成御座、珍重御儀奉存候、然は昨日は御使者御苦勞千万、被入御念候御儀厚忝仕合思召候、宜御挨拶申上候様嘉兵衛被仰聞候、將又其刻貴所様より被仰聞候御返地南内野之儀、御沙汰無之仍て見合候様との御談ニ付、嘉兵衛様之申上候処、貴所様ニも御承知之通り、嘉兵衛様被仰聞ニは、於京師今尾榮之助為御使者 飛驒御御口上、此頃中御申立被成候借用地四ヶ所共速ニ返却いたしとの御事ニ付、跡より間違候ては不宜ニ付、印紙ヲ以ヶ所御渡被下度申談、榮之助承知いたし引取候ニ付、跡より為念右書付請取軍八郎差出候処、其節新兵衛殿取次ニて 飛驒御口上、御返地

同十八日御陣屋之紙面ヲ以

以手致啓上候、嚴寒之節御座候処弥御安康被成御座、珍重御儀奉存候、然は昨日は御使者御苦勞千万、被入御念候御儀厚忝仕合思召候、宜御挨拶申上候様嘉兵衛被仰聞候、將又其刻貴所様より被仰聞候御返地南内野之儀、御沙汰無之仍て見合候様との御談ニ付、嘉兵衛様之申上候処、貴所様ニも御承知之通り、嘉兵衛様被仰聞ニは、於京師今尾榮之助為御使者 飛驒御御口上、此頃中御申立被成候借用地四ヶ所共速ニ返却いたしとの御事ニ付、跡より間違候ては不宜ニ付、印紙ヲ以ヶ所御渡被下度申談、榮之助承知いたし引取候ニ付、跡より為念右書付請取軍八郎差出候処、其節新兵衛殿取次ニて 飛驒御口上、御返地

同十八日御陣屋之紙面ヲ以

以手致啓上候、嚴寒之節御座候処弥御安康被成御座、珍重御儀奉存候、然は昨日は御使者御苦勞千万、被入御念候御儀厚忝仕合思召候、宜御挨拶申上候様嘉兵衛被仰聞候、將又其刻貴所様より被仰聞候御返地南内野之儀、御沙汰無之仍て見合候様との御談ニ付、嘉兵衛様之申上候処、貴所様ニも御承知之通り、嘉兵衛様被仰聞ニは、於京師今尾榮之助為御使者 飛驒御御口上、此頃中御申立被成候借用地四ヶ所共速ニ返却いたしとの御事ニ付、跡より間違候ては不宜ニ付、印紙ヲ以ヶ所御渡被下度申談、榮之助承知いたし引取候ニ付、跡より為念右書付請取軍八郎差出候処、其節新兵衛殿取次ニて 飛驒御口上、御返地

同十八日御陣屋之紙面ヲ以

以手致啓上候、嚴寒之節御座候処弥御安康被成御座、珍重御儀奉存候、然は昨日は御使者御苦勞千万、被入御念候御儀厚忝仕合思召候、宜御挨拶申上候様嘉兵衛被仰聞候、將又其刻貴所様より被仰聞候御返地南内野之儀、御沙汰無之仍て見合候様との御談ニ付、嘉兵衛様之申上候処、貴所様ニも御承知之通り、嘉兵衛様被仰聞ニは、於京師今尾榮之助為御使者 飛驒御御口上、此頃中御申立被成候借用地四ヶ所共速ニ返却いたしとの御事ニ付、跡より間違候ては不宜ニ付、印紙ヲ以ヶ所御渡被下度申談、榮之助承知いたし引取候ニ付、跡より為念右書付請取軍八郎差出候処、其節新兵衛殿取次ニて 飛驒御口上、御返地

四ヶ所之儀は東京下り之節陣屋役人共之直ニ申達候ニ付、聊違約有間敷との御答ニ付、士ニ二言は有間敷事ニ付、此段御答申上候様被仰聞候申上候、貴所様嘉兵衛様之御達之節、右之通り御承有之候間、御承知之事

一 去十日御陣屋へ私罷出候節御面会申上、御返地書類は延日候とも地所之儀は御渡被下度、南内野儀は外ニ差合無之、御立会無之共古絵図ヲ以平島表と割合候ニ付、明日南内野・北内野・其外共、村役人御呼出し被仰渡候様仕度申上候、貴所様御承知ニて翌日御呼出し被仰渡候ニ付、南内野村役人同日夕方え罷出、今日御陣屋ニて被仰渡候ニは、今日より前渡・平島之引渡候ニ付、其段相心得候様御達ニ付、此上共宜相願候旨申出候ニ付、十二日平島表と立会、古絵図ヲ以割合仕置候、前頭昨日嘉兵衛様被仰聞候通り、士ニ二言は有之間敷事ニ付、今一応東京之尋ニ不及、仍て此段得貴意置候様嘉兵衛様被仰聞、如斯御座候、以上

十二月十八日

永井弘衛

小島市兵衛様

尚以、下切前川原三井分七拾石之儀は如何取計御座候哉、此段御尋申候

一 先達拝借之菅沼様御用人より之御達状御返却申上候間、御落手可被下候

十二月廿四日笠松県之御分家ニ被為成候御届左ニ

以書付御届申上候

上士

坪内嘉兵衛

私儀

是迄坪内飛驒内分ニ御座候処、去五月中被召出分家被 仰付候

間、此段御届申上候、以上

辰十二月

坪内嘉兵衛

笠松県

御役所

右は御役人森川氏取扱被申候

編集後記

昭和五十五年度より各務原市史の編集事業が開始されました。そして、この事業の一環として『各務原市資料調査報告書』の刊行を逐次企画し（在地の古文書史料目録四冊・美濃須衛古窯跡の分布調査報告一冊・旗本の前渡坪内氏御用部屋記録二冊）、昨年度までに第六号までを公刊してきました。今回の『各務原市資料調査報告書』第七号は、前第六号に引き続き、旗本新加納坪内氏の内分家の一つで、前渡村に居住していた坪内嘉兵衛家の御用部屋記録を活字化したものであり、「前渡坪内氏御用部屋記録二」として公刊いたします。

前号の「前渡坪内氏御用部屋記録一」には、享和元年（一八〇一）から文政四年（一八二二）までの十一冊から抄出収録しましたが、今回も前号と同じく、天保二年（一八三一）から慶応四年（一八六八）までの御用部屋記録二十一冊の中から、抄出の形で活字化することにしました。なお、抄出作業は、岐阜大学の松田之利助教授を中心とする近世部会員のうち、豊田工業高等専門学校の篠田壽夫助教授に担当していただきました。

旗本の本家と内分家うちわけという特殊な関係や、小領主の村支配、財政情況、社会事情など、一地方の在地小領主から見た、近世後半期から幕末期までの政治・経済・社会面を知るうえで又とない恰好な史料です。市民のみなさんをはじめ、近世研究者や研究機関の方々に大いに利用していただけることを願っております。

本報告書の発刊に際し、史料保存者の富樫心行氏と永井好之氏に深く感謝申し上げますとともに、ご指導・ご教示をいただいた市史編集委員長野村忠夫氏、近世部会長松田之利氏、部会員篠田壽夫氏の諸先生方に厚くお礼申し上げます。

昭和六十一年三月三十一日

社会教育課長

林 友 男

干支早見表(1)

干支	年号(南朝)	年号(北朝)	西曆	年号	西曆	年号	西曆	年号	西曆	年号	西曆
丙子	延元 1 ②	建武 3	1336	应永 3	1396	康正 2	1456	永正 13	1516	天正 4	1576
丁丑	2	4	1337	4	1397	長祿 1 ⑨	1457	14 ⑩	1517	5 ⑦	1577
戊寅	3 ⑦	曆应 1 ⑧	1338	5 ④	1398	2 ①	1458	15	1518	6	1578
己卯	4	2	1339	6	1399	3	1459	16	1519	7	1579
庚辰	奥国 1 ④	3	1340	7	1400	寛正 1 ⑨ ⑫	1460	17 ⑥	1520	8 ③	1580
辛巳	2 ④	4	1341	8 ①	1401	2	1461	大永 1 ⑧	1521	9	1581
壬午	3	康永 1 ④	1342	9	1402	3	1462	2	1522	10	1582
癸未	4	2	1343	10 ⑩	1403	4 ⑥	1463	3 ③	1523	11 ①	1583
甲申	5 ②	3	1344	11	1404	5	1464	4	1524	12	1584
乙酉	6	貞和 1 ⑩	1345	12	1405	6	1465	5 ①	1525	13 ⑧	1585
丙戌	正平 1 ⑨ ⑫	2	1346	13 ⑥	1406	文正 1 ② ②	1466	6	1526	14	1586
丁亥	2	3	1347	14	1407	应仁 1 ①	1467	7	1527	15	1587
戊子	3	4	1348	15	1408	2 ⑩	1468	享祿 1 ⑨ ⑧	1528	16 ⑤	1588
己丑	4 ⑥	5	1349	16 ③	1409	文明 1 ④	1469	2	1529	17	1589
庚寅	5	觀应 1 ②	1350	17	1410	2	1470	3	1530	18	1590
辛卯	6	2	1351	18 ⑩	1411	3 ⑧	1471	4 ⑤	1531	19 ①	1591
壬辰	7 ②	文和 1 ⑨	1352	19	1412	4	1472	天文 1 ⑦	1532	文祿 1 ⑫	1592
癸巳	8	2	1353	20	1413	5	1473	2	1533	2 ⑨	1593
甲午	9 ⑩	3	1354	21 ⑦	1414	6 ⑤	1474	3 ①	1534	3	1594
乙未	10	4	1355	22	1415	7	1475	4	1535	4	1595
丙申	11	延文 1 ③	1356	23	1416	8	1476	5 ⑩	1536	慶長 1 ⑦ ⑩	1596
丁酉	12 ⑦	2	1357	24 ⑤	1417	9 ①	1477	6	1537	2	1597
戊戌	13	3	1358	25	1418	10	1478	7	1538	3	1598
己亥	14	4	1359	26	1419	11 ⑩	1479	8 ⑥	1539	4 ③	1599
庚子	15 ④	5	1360	27 ①	1420	12	1480	9	1540	5	1600
辛丑	16	康安 1 ③	1361	28	1421	13	1481	10	1541	6 ⑩	1601
壬寅	17	貞治 1 ⑨	1362	29 ⑩	1422	14 ⑦	1482	11 ③	1542	7	1602
癸卯	18 ①	2	1363	30	1423	15	1483	12	1543	8	1603
甲辰	19	3	1364	31	1424	16	1484	13 ⑩	1544	9 ⑧	1604
乙巳	20 ⑨	4	1365	32 ⑥	1425	17 ③	1485	14	1545	10	1605
丙午	21	5	1366	33	1426	長享 18 ① ⑦	1486	15 ⑦	1546	11 ④	1606
丁未	22 ⑥	应安 6 ②	1367	正長 34 ③ ④	1427	長享 1 ① ⑦	1487	16 ⑦	1547	12 ④	1607
戊申	23 ⑥	应安 1 ②	1368	正長 1 ③ ④	1428	2	1488	17	1548	13	1608
己酉	24	2	1369	永享 1 ⑨	1429	延徳 1 ⑧	1489	18	1549	14	1609
庚戌	建徳 1 ⑦	3	1370	2 ⑩	1430	2 ⑧	1490	19 ⑤	1550	15 ②	1610
辛亥	2 ③	4	1371	3	1431	3	1491	20	1551	16	1611
壬子	文中 1 ④	5	1372	4	1432	明应 1 ⑦	1492	21	1552	17 ⑩	1612
癸丑	2 ⑩	6	1373	5 ⑦	1433	2 ④	1493	22 ①	1553	18	1613
甲寅	3	7	1374	6	1434	3	1494	23	1554	19	1614
乙卯	天授 1 ⑤	永相 1 ①	1375	7	1435	4	1495	弘治 1 ⑩ ⑩	1555	元和 1 ⑥ ⑦	1615
丙辰	2 ⑦	2	1376	8 ⑤	1436	5 ②	1496	2	1556	2	1616
丁巳	3	3	1377	9	1437	6	1497	3	1557	3	1617
戊午	4	4	1378	10	1438	7 ⑩	1498	永祿 4 ② ②	1558	4 ③	1618
己未	5 ④	康暦 1 ③	1379	11 ①	1439	8	1499	5	1559	5	1619
庚申	6	2	1380	12	1440	9	1500	6	1560	6 ⑩	1620
辛酉	弘和 1 ②	永徳 1 ②	1381	嘉吉 1 ⑨ ②	1441	文亀 1 ⑥ ②	1501	4 ③	1561	7	1621
壬戌	2 ①	2	1382	2	1442	2	1502	5	1562	8	1622
癸亥	3	3	1383	3	1443	3	1503	6 ②	1563	9 ⑧	1623
甲子	元中 1 ⑨ ④	至徳 1 ②	1384	文安 1 ⑩ ②	1444	永正 1 ③ ②	1504	7	1564	寛永 1 ②	1624
己丑	2	2	1385	2	1445	2	1505	8	1565	2	1625
丙寅	3	3	1386	3	1446	3 ①	1506	9 ⑧	1566	3 ④	1626
丁卯	4 ⑤	嘉慶 1 ⑧	1387	4 ②	1447	4	1507	10	1567	4	1627
戊辰	5	2	1388	5	1448	5	1508	11	1568	5	1628
己巳	6	康应 1 ②	1389	宝徳 1 ⑩ ⑦	1449	6 ⑧	1509	12 ⑤	1569	6 ②	1629
庚午	7 ③	明德 1 ③	1390	2	1450	7	1510	元亀 1 ④	1570	7	1630
辛未	8	2	1391	3	1451	8	1511	2	1571	8 ⑩	1631
壬申	9 ⑩	3	1392	享徳 1 ⑧ ⑦	1452	9 ④	1512	3 ①	1572	9	1632
癸酉	4	4	1393	2	1453	10	1513	天正 1 ⑦	1573	10	1633
甲戌	应永 1 ⑦	7	1394	3	1454	11	1514	2 ⑩	1574	11 ⑦	1634
乙亥	2 ⑦	8	1395	康正 1 ④ ⑦	1455	12 ②	1515	3	1575	12	1635

○は閏月 □は改元月

干支早見表(2)

干支	年号	西曆	年号	西曆	年号	西曆	年号	西曆	年号	西曆
丙子	寛永 13	1636	元祿 9	1696	宝暦 6 ①	1756	文化 13 ⑧	1816	明治 9	1876
丁丑	14 ③	1637	10 ②	1697	7	1757	14	1817	10	1877
戊寅	15	1638	11	1698	8	1758	1 ④	1818	11	1878
己卯	16 ⑩	1639	12 ⑨	1699	9 ⑦	1759	2 ④	1819	12	1879
庚辰	17	1640	13	1700	10	1760	3	1820	13	1880
辛巳	18	1641	14	1701	11	1761	4	1821	14	1881
壬午	19 ⑨	1642	15 ⑧	1702	12 ④	1762	5 ①	1822	15	1882
癸未	20	1643	16 ⑧	1703	13	1763	6	1823	16	1883
甲申	正保 1 ⑫	1644	宝永 1 ③	1704	明和 1 ⑫ ⑤	1764	7 ⑧	1824	17	1884
乙酉	2 ⑤	1645	2 ④	1705	2	1765	8	1825	18	1885
丙戌	3	1646	3	1706	3	1766	9	1826	19	1886
丁亥	4	1647	4	1707	4 ⑨	1767	10 ⑥	1827	20	1887
戊子	慶安 1 ① ②	1648	5 ①	1708	5	1768	11	1828	21	1888
己丑	2	1649	6	1709	6	1769	12	1829	22	1889
庚寅	3 ⑩	1650	7 ⑧	1710	7 ⑥	1770	天保 1 ③ ⑫	1830	23	1890
辛卯	4	1651	正徳 1 ④	1711	8	1771	2	1831	24	1891
壬辰	承应 1 ⑨	1652	2	1712	安永 1 ⑪	1772	3 ①	1832	25	1892
癸巳	2 ⑥	1653	3 ⑤	1713	2 ③	1773	4	1833	26	1893
甲午	3	1654	4	1714	3	1774	5	1834	27	1894
乙未	明暦 1 ④	1655	5	1715	4 ⑫	1775	6 ⑦	1835	28	1895
丙申	2 ④	1656	享保 1 ② ⑥	1716	5	1776	7	1836	29	1896
丁酉	3	1657	2	1717	6	1777	8	1837	30	1897
戊戌	万治 1 ⑫ ⑦	1658	3 ⑩	1718	7 ⑦	1778	9 ④	1838	31	1898
己亥	2	1659	4	1719	8	1779	10	1839	32	1899
庚子	3	1660	5	1720	9	1780	11	1840	33	1900
辛丑	寛文 1 ⑧ ④	1661	6 ⑦	1721	天明 1 ⑤ ④	1781	12 ①	1841	34	1901
壬寅	2	1662	7	1722	2	1782	13	1842	35	1902
癸卯	3	1663	8	1723	3	1783	14 ⑨	1843	36	1903
甲辰	4 ⑤	1664	9 ④	1724	4 ①	1784	弘化 1 ⑫	1844	37	1904
乙巳	5	1665	10	1725	5	1785	2	1845	38	1905
丙午	6	1666	11	1726	6 ⑩	1786	3 ⑤	1846	39	1906
丁未	7 ②	1667	12 ①	1727	7	1787	4	1847	40	1907
戊申	8	1668	13	1728	8	1788	嘉永 1 ②	1848	41	1908
己酉	9 ⑩	1669	14 ⑨	1729	寛政 1 ⑥ ①	1789	2 ④	1849	42	1909
庚戌	10	1670	15	1730	2	1790	3	1850	43	1910
辛亥	11	1671	16	1731	3	1791	4	1851	44	1911
壬子	12 ⑥	1672	17 ⑤	1732	4 ②	1792	5 ②	1852	大正 1 ⑦	1912
癸丑	延宝 1 ⑨	1673	18	1733	5	1793	6	1853	2	1913
甲寅	2	1674	19	1734	6 ⑩	1794	安政 1 ⑦ ⑪	1854	3	1914
乙卯	3 ④	1675	20 ③	1735	7	1795	2	1855	4	1915
丙辰	4	1676	元文 1 ④	1736	8	1796	3	1856	5	1916
丁巳	5 ⑩	1677	2 ⑩	1737	9 ⑦	1797	4 ⑤	1857	6	1917
戊午	6	1678	3	1738	10	1798	5	1858	7	1918
己未	7	1679	4	1739	11	1799	6	1859	8	1919
庚申	8 ⑧	1680	5 ⑦	1740	12 ④	1800	万延 1 ③ ③	1860	9	1920
辛酉	天和 1 ⑨	1681	寛保 1 ②	1741	享和 1 ②	1801	文久 1 ②	1861	10	1921
壬戌	2	1682	2	1742	2	1802	2 ⑧	1862	11	1922
癸亥	3 ⑤	1683	3 ④	1743	3 ①	1803	3	1863	12	1923
甲子	貞享 1 ②	1684	延享 1 ②	1744	文化 1 ②	1804	元治 1 ②	1864	13	1924
己丑	2	1685	2 ⑫	1745	2 ⑧	1805	慶应 1 ⑤ ④	1865	14	1925
丙寅	3 ③	1686	3	1746	3	1806	2	1866	昭和 1 ⑫	1926
丁卯	4	1687	4	1747	4	1807	3	1867	2	1927
戊辰	元祿 1 ⑨	1688	寛延 1 ⑩ ⑦	1748	5 ⑥	1808	明治 1 ④ ⑨	1868	3	1928
己巳	2 ①	1689	2	1749	6	1809	2	1869	4	1929
庚午	3	1690	3	1750	7	1810	3 ⑩	1870	5	1930
辛未	4 ⑧	1691	宝暦 1 ⑥ ⑩	1751	8 ②	1811	4	1871	6	1931
壬申	5	1692	2	1752	9	1812	5	1872	7	1932
癸酉	6	1693	3	1						

各務原市資料調査報告書第七号

前渡坪内氏御用部屋記録二

昭和六十一年三月三十一日

編集発刊◎ 各務原市教育委員会

各務原市那加桜町一丁目六九番地

☎〇五八三〇八三一―一一一(内)七三六

振替 名古屋五―七三二 各務原市

印刷 株式会社

東海支社

名古屋市中区丸の内二丁目六番十九号

各務原市図書館



110016482